

秋田市屋外広告物条例のしおり

美しい「屋外広告景観」をめざして



目 次

○ はじめに	1
1. 許可が必要な広告物	2
2. 禁止広告物	5
3. 禁止地域	5
4. 禁止物件	6
5. 適用除外広告物	7
6. 屋外広告物を表示する方へ	7
7. 屋外広告業を営む方へ	8
8. 「景観保全型広告整備地区」 「広告物協定地区」	9
○ 罰則	9

● はじめに

秋田市では、屋外広告物を正しく表示するためのルールとして「屋外広告物条例」を定めています。この条例は、街の美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するためのものですが、これを実現するためには、市民の皆さんの協力と条例に対する理解が必要です。

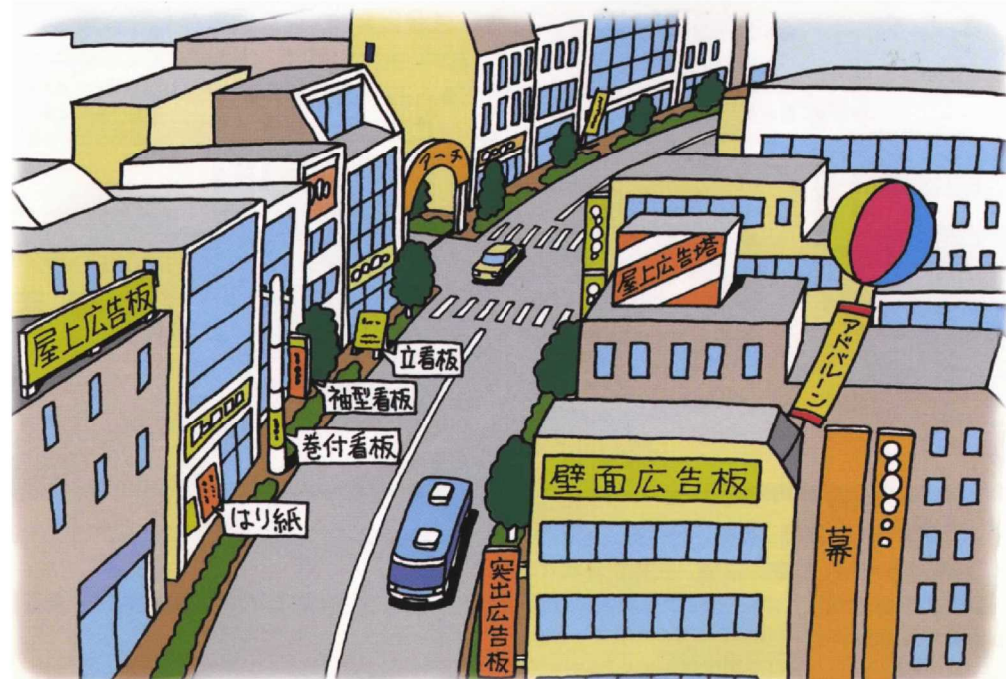
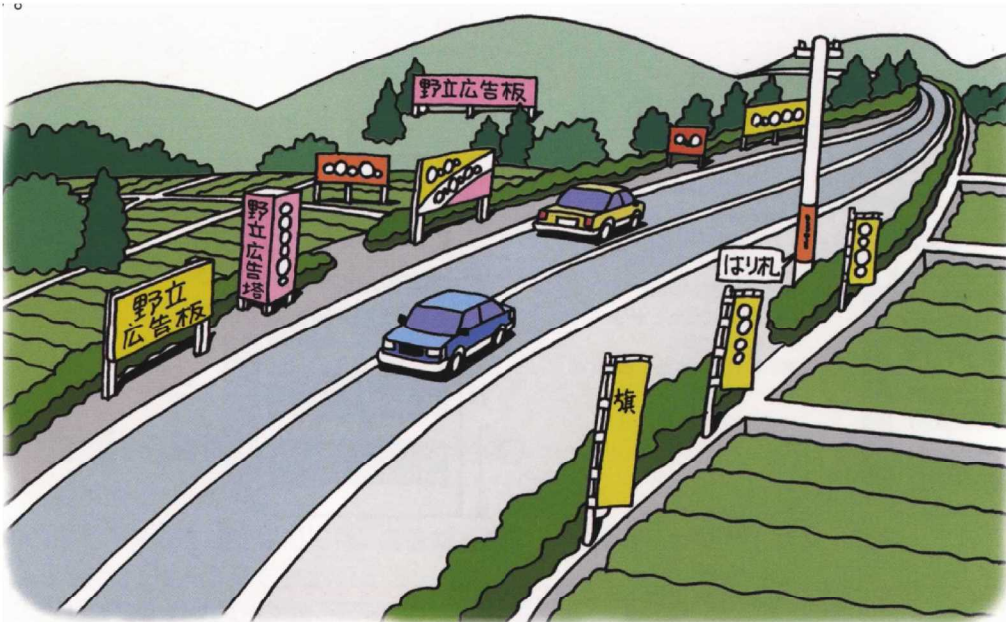
この「屋外広告物条例のしおり」は、市民の皆さんや広告主あるいは屋外広告業を営む方々に、条例の趣旨を理解していただくために、広告物の正しい表示の方法などをまとめたものです。

秋田市の街をより一層美しくするために、皆様のご協力をお願いいたします。



● 屋外広告物とは

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して公衆に表示されるもので、はり紙、はり札、立看板、幕・旗、アドバルーンをはじめ、建物の屋上や壁面などに表示される広告塔、広告板、電柱を利用する広告物などをいいます。



1 許可が必要な広告物

秋田市内に広告物を表示する場合は、原則として市長の許可が必要となります。
許可の基準は、「全ての広告物に共通する基準」と「広告物の種類別の基準」の2つがあります。広告物の許可は、これらの基準を満たすことが要件になります。
許可を受ける場合は、広告物を設置する日の10日前までに市長に申請してください。

■ 共通の許可基準

- 景観を著しく遮へいすることがないもの
- 個数、形状、意匠および色彩は、周囲の景観と著しく不調和でないもの
- 蛍光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないもの
- 地色は蛍光色を使用しないもの
- その他景観形成基準に適合するもの

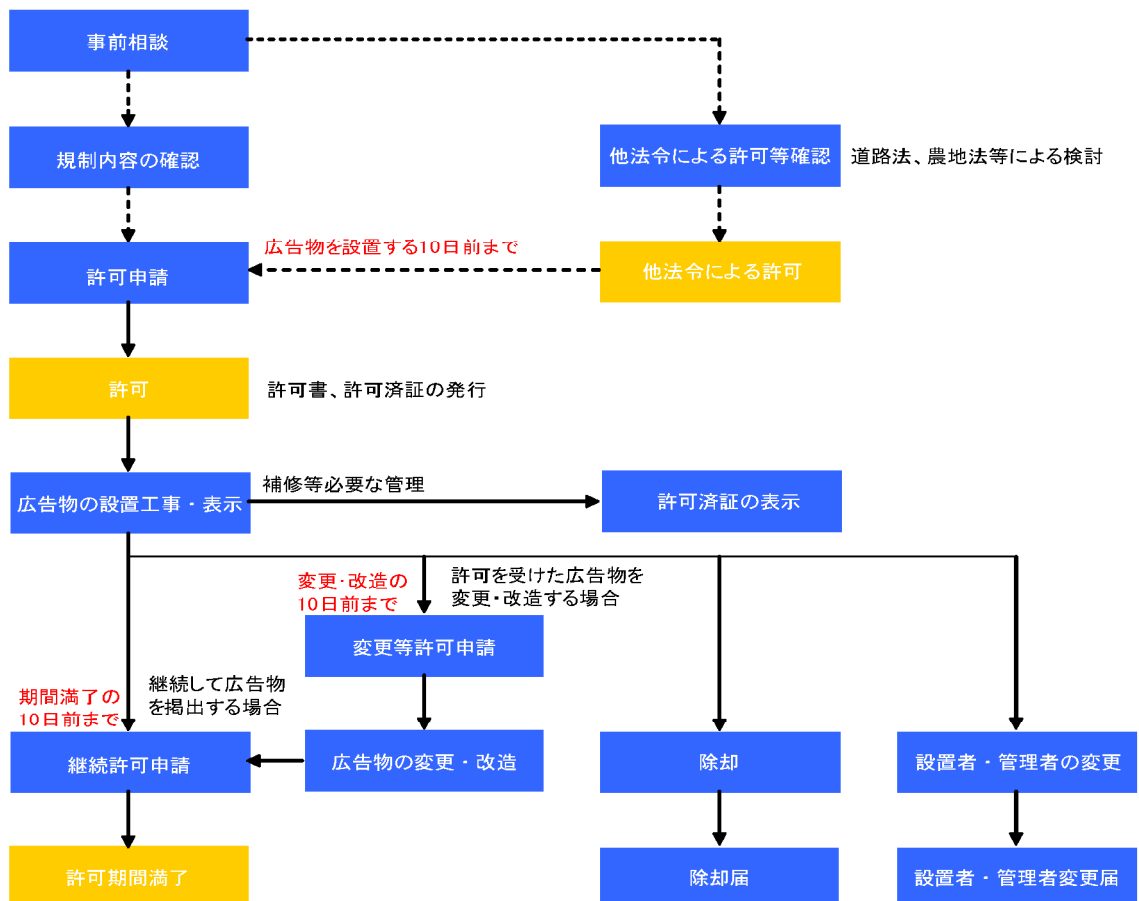
■ 種類別の許可基準

屋外広告物の種類別に、許可の基準が定められています。詳しくは種類別の許可基準（次のページ）をご覧ください。

● 広告物の設置等の手続き

広告物の設置から除却に至るまでには、次のような手続きが必要です。広告物には許可期間が定められていますので、広告物を表示する場合は、次のことに注意してください。

- 許可期間満了後も継続して広告物を表示する場合は、継続許可申請が必要です。
- 広告物を表示する必要がなくなった場合は、速やかに除却したうえで、除却届出の提出が必要です。



* 広告物申請の際は、申請手数料を納付する必要があります。

■ : 設置者の手続き

● 種類別の許可基準（抜粋）

<p style="text-align: center;">野立広告塔</p> <p>$a \times b \leq 30\text{m}^2$ (1面) かつ $h \leq 15\text{m}$</p>	<p style="text-align: center;">野立広告板</p> <p>$a \times b \leq 30\text{m}^2$ (片面) かつ $h \leq 10\text{m}$ (ただし市街地に設置する場合は $a \times b \leq 40\text{m}^2$ (片面) かつ $h \leq 15\text{m}$)</p>
<p style="text-align: center;">屋上広告塔</p> <ul style="list-style-type: none"> ■耐火および準耐火建築物の場合 $h \leq H \times 2/3$ (ただし当該建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合が7/10以下の場合 $h \leq H$) ■木造建築物の場合 $a \times b \leq 20\text{m}^2$ かつ $h + H \leq 10\text{m}$ ■危険防止の措置をとること 	<p style="text-align: center;">屋上広告板</p> <ul style="list-style-type: none"> ■耐火及び準耐火建築物の場合 $h \leq H \times 2/3$ ■木造建築物の場合 $a \times b \leq 20\text{m}^2$ かつ $h + H \leq 10\text{m}$ ■危険防止の措置をとること
<p style="text-align: center;">突出広告板</p> <ul style="list-style-type: none"> ■歩道と車道の区別のある場合 $a \leq 1.5\text{m}$ かつ $C \geq 2.5\text{m}$ ■歩道と車道の区別のない場合 $b \leq 1.0\text{m}$ かつ $d \geq 4.5\text{m}$ 	<p style="text-align: center;">壁面広告板</p> <ul style="list-style-type: none"> ■$a \times b \leq S \times 1/2$ (ただし $S \times 1/2 \geq 30\text{m}^2$ の場合、$a \times b \leq 30\text{m}^2$) ■同一壁面に同一種類のものを表示しないこと

※野立広告塔（板）は、原則として道路から5m以内、鉄道、他の野立広告塔（板）から100m以内には設置できません。ただし、市街地に設置する場合や自家用広告物、公共広告物等は除きます。

※表中の広告物（壁面広告板を除く）について、表示内容等の変化を伴わない一般的な照明装置付きの広告物は、交通信号機から5m以内には設置できません。ただし、交通信号機の視認性を妨げる恐れのある電光表示広告物については、10m以内には設置できません。

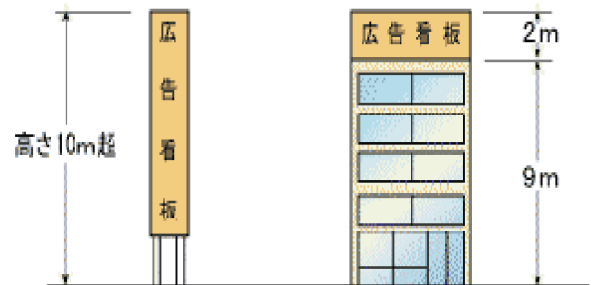
● 大規模広告物

規模の大きな広告物は、周囲の景観に与える影響が特に大きくなります。そこで、秋田市では、景観法に基づく「秋田市景観計画」を策定し、屋外広告物に関する景観形成基準を設けました。以下の基準に該当する広告物の表示等の許可を受けようとする場合は、前ページの種類の許可基準に加え、景観形成基準に適合する必要があります。

■ 対象となる規模

高さ10メートルを超え、かつ表示期間が2箇月を超えるもの

(広告物が建築物等と一体となって設置されて場合によっては地盤面から、広告物の上端の高さまで。また、改造により高さが10メートルを超えることとなる場合も該当します。)



■ 景観形成基準

項目	景観形成基準
掲出位置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物とバランスをとる。 ・わかりやすい位置に掲出する。 ・建物や並木の高さを乱さないようにする。
数量・面積	<ul style="list-style-type: none"> ・掲出する情報・内容を整理・集約（集合化）して少なくする。 ・建物とのバランスに配慮する。 ・印象に残る効果的なものになるよう表現を工夫し、必要最小限の大きさとする。
意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> ・建物や施設のイメージ・性格等に合うものにする。
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺と調和する地色とする。 ・周辺の色彩と調和する色相・彩度・明度とする。 ・汚れが目立たないような耐久性、耐候性のある材料を使用する。
表現方法	<ul style="list-style-type: none"> ・シンプルですっきりしたものにする。 ・デザイン・字体・絵・写真等は質の高いものにする。 ・電飾等は、地域の特性に応じたものとする。 ・簡潔でわかりやすい内容にする。 ・商業地では、広告物がにぎわい、活気、楽しさを演出する要素になるようにする。

● 許可申請に必要な書類

許可申請の際は、申請の種類に応じて申請書に次の書類を添付して提出してください。提出部数は、1部です。

■ 新規申請/変更・改造申請

位置図、配置図、仕様書、構造図、意匠図のほか必要書類（他法令の許可書、土地・建物の使用承諾など）

大規模広告物の場合は、「チェックリスト」「現況カラー写真（2方向以上）」「色彩（マンセル値）を記載した意匠図」

■ 継続申請

現況カラー写真、前回許可書（写）

*申請の時期等については、2ページをご覧ください。

*申請の際は、申請手数料の納付が必要となります。金額については、申請しようとする広告物の種類・数等により異なりますので、秋田市都市整備部都市計画課へご相談ください。

2 禁止広告物（表示できない広告物）

屋外広告物は、美観風致を害し、公衆に危害を及ぼすおそれのないものでなければなりません。このため、次のような広告物は表示してはならないことになっています。

- 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したものの
- 著しく破損し、又は老朽したもの
- 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの



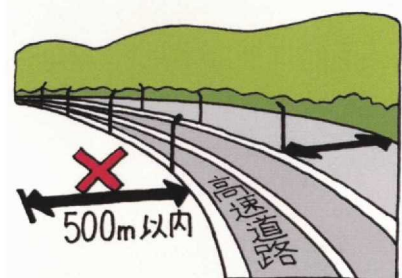
3 禁止地域（広告物を表示できない地域）

原則として、次の地域や場所には、広告物を表示してはならないことになっています。この他にも広告物を表示できない地域がありますので、具体的な地域や場所については、秋田市都市整備部都市計画課までご相談ください。

- ① 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域および風致地区
- ② 道路および鉄道等で、市長が指定する区間
- ③ 道路および鉄道等から展望することができる地域で、市長が指定する区域
- ④ その他市長が指定する地域など



第一種低層住居専用地域

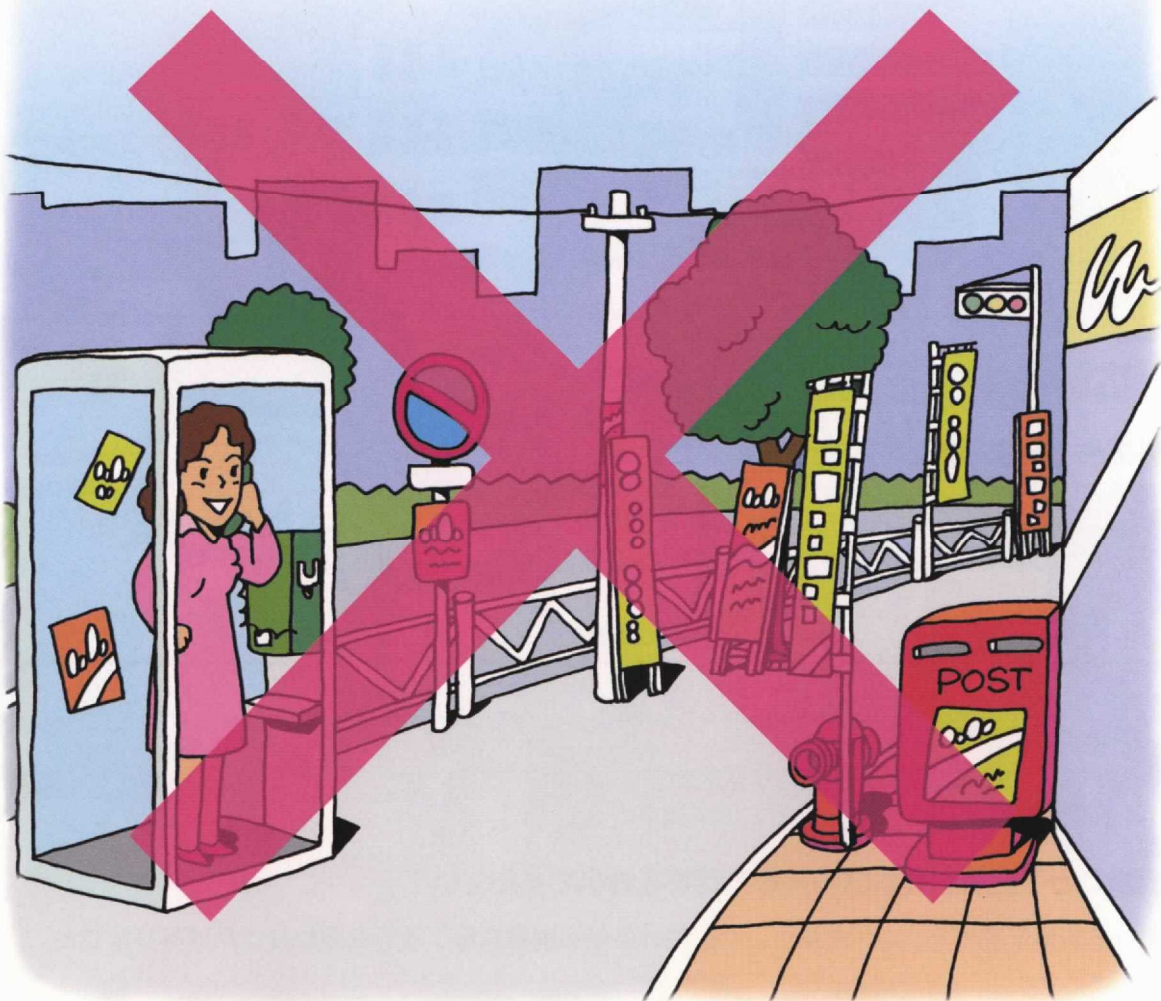


* 「市長が指定する地域」等の詳細については、秋田市都市整備部都市計画課までご相談ください。

4 禁止物件（広告物を表示できない物件）

原則として、次の物件には、広告物を表示してはならないことになっています。

- ① 橋りょう、トンネル、高架構造物および分離帯
- ② 石垣および擁壁の類
- ③ 街路樹および路傍樹ならびに保存樹
- ④ 信号機、道路標識、道路元標および里程標ならびに道路上のさくおよび駒止め
- ⑤ 電柱、街灯柱その他電柱の類で、市長が指定するもの
（指定以外のものでも、はり紙、はり札又は立看板を表示することはできません）
- ⑥ 消火栓、火災報知器および火の見やぐら
- ⑦ 郵便ポストおよび電話ボックスの類
- ⑧ 送電塔および送受信塔
- ⑨ 発電用風力設備
- ⑩ 煙突および石油タンク、ガスタンクその他のタンク類
- ⑪ 銅像および記念碑の類
- ⑫ 道路の路面
- ⑬ 景観重要建造物および景観重要樹木



5 適用除外広告物

屋外広告物の表示等は原則として許可が必要となりますが、広告物の種類によっては次のように規制を受けないものや緩和されるものがあります。

例えば、自家広告物の場合は、その表示面積が禁止地域では5㎡以内、許可地域では10㎡以内のものであれば、許可を受けなくても表示することができます。

その他、他の法令に規定される広告物や公共性の高い広告物、管理上必要な広告物についても許可の必要のないものがあります。



詳しくは、秋田市都市整備部都市計画課までお問い合わせください。

6 屋外広告物を表示する方へ

◆ 広告物の管理者を設置してください

許可による広告物を表示する場合は、これらを管理する者を設置することが必要です（はり紙、はり札、立看板、幕、旗およびアドバルーンは除きます）。特に高さが4mを超える広告物の管理者は、次のいずれかに該当する者でなければなりません。

- ①建築士の資格を有する者
- ②屋外広告士の資格を有する者

◆ 広告物には許可事項を表示してください

許可を受けて広告物を表示する場合は、広告物、広告物の表示される建築物や工作物の見やすい箇所に、許可番号、表示又は設置の期間、自己の住所および氏名を表示する必要があります。管理者を設置する場合は、その氏名も必要です。



◆ 広告物の管理・除却を適切に行ってください

広告物の表示者又は管理者は、補修その他必要な管理を怠らなければなりません。特に次のような場合は、許可を取り消すことがありますので注意してください。また、許可が取り消されたとき、許可期間が満了したとき、表示・掲出する必要がなくなったときは、3日以内に広告物を除却し、その旨を市長に届出する必要があります。

- ①許可を受けた広告物の変更・改造に関する許可を受けなかったとき
- ②許可の条件に違反したとき
- ③広告物等を管理する者の設置に関する規定に違反したとき
- ④許可事項の表示に虚偽の記載をしたとき
- ⑤違反に対する措置命令に違反したとき
- ⑥虚偽の申請その他不正な手段により許可を受けたとき



7 屋外広告業を営む方へ

◆ 屋外広告業とは

広告主から広告物の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを「業」として行う法人又は個人をいいます（元請け、下請けを問いません）。

* 広告物の設置を請け負わない広告代理店や、広告物の印刷・制作だけを行う者はこの「業」には該当しません。

◆ 屋外広告業を営む方は登録が必要です

秋田市内で屋外広告業を営もうとする方は、市長の登録を受けなければなりません。登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合は、罰せられます。

■ 登録事項

- ① 商号、名称又は氏名および住所
- ② 営業所の名称および所在地
- ③ 法人である場合、役員の氏名
- ④ 業務主任者の氏名および所属する営業所の名称 など



■ 登録要件

次のいずれかに該当する場合には、登録を拒否する場合があります。

- ① 登録を取り消された日から2年を経過していない場合
- ② 営業停止が命ぜられ、その停止の期間が経過していない場合
- ③ 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から2年を経過していない場合
- ④ 営業所ごとに業務主任者を選任していない場合

◆ 営業所ごとに業務主任者を置いてください

登録を受けるためには、次に掲げる、いずれかの資格を持つ方を「業務主任者」に選任することが必要です。

業務主任者とは、営業所ごとに設置する、広告物等の表示・設置に関する法令の規定の遵守やその他営業所における業務を適正に運営するために必要な業務を行う人のことで、次のいずれかの資格を持つ方となります。

■ 業務主任者の要件

- ① 国土交通大臣の登録を受けた法人（登録試験機関）が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（「屋外広告士」）
- ② 秋田市のほか、都道府県、政令指定都市又は中核市が開催した屋外広告物講習会の修了者
- ③ 広告美術に関し、職業訓練指導員免許の取得者、技能検定の合格者又は職業訓練の修了者
- ④ 屋外広告物講習会の修了者と同等以上の知識を有すると市長が認めた者

◆ 登録の有効期間

登録の有効期間は5年です。登録を受けてから5年を経過した後、引き続き秋田市域内において屋外広告業を営もうとする場合には、更新の登録を受ける必要があります。

◆ 登録の申請・変更の届出

新規又は更新の登録を受けようとする場合は、申請書のほか、誓約書、業務主任者の資格証（写）、略歴書（法人の場合は役員全員の分）、登記事項証明書（原本、法人の場合）を添付して提出してください。

更新の登録を受けようとする場合は、現に受けている登録の有効期間満了日の30日前までに申請しなくてはなりません。

登録事項に変更があったときは、登録の有効期間内であっても、その日から30日以内に市長へ届出する必要があります。

* 新規・更新の登録申請には、1回につき、10,000円の申請手数料がかかります。

8 「景観保全型広告整備地区」「広告物協定地区」

秋田市屋外広告物条例では、より良い屋外広告景観を創出するため、「景観保全型広告整備地区」と「広告物協定地区」の2つの制度を設けています。この制度は、地区におけるきめ細かな基準を作成し、この基準に従った規制・誘導をとおして、屋外広告物による景観形成を先導的に果たしていく役割を担っています。

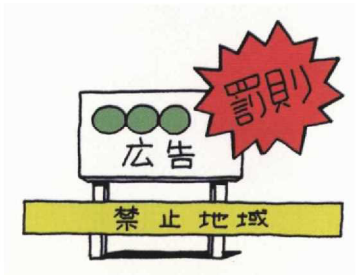
秋田市では、これらの制度を積極的に活用し、市民の皆さんの協力を得ながら、美しい屋外広告景観づくりを進めます。



罰 則

禁止されている地域や物件に広告物を表示したり、許可が必要なのに許可を受けなかった場合などは、次のような罰金刑に処せられます。

- 1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金
 - 屋外広告業登録を受けずに業を営んだ場合
 - 不正な手段により屋外広告業の登録を受けた場合
 - 屋外広告業者に対する営業停止命令に違反した場合
 - 30万円以下の罰金
 - 禁止広告物を表示した場合
 - 禁止地域に広告物を表示したり、禁止物件に広告物を表示した場合
 - 許可が必要な広告物を許可を受けずに表示したり、広告物を掲出する物件を設置した場合
 - 許可期間を過ぎても広告物を除却しなかった場合
 - 市長の除却命令に違反した場合
 - 屋外広告業登録事項の変更の届出をしなかった場合や虚偽の届出をした場合
 - 業務主任者を選任しなかった場合
 - 20万円以下の罰金
 - 市長への報告をしなかった場合。もしくは虚偽の報告をした場合
 - 立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した場合
 - 10万円以下の罰金
 - 許可事項を表示しない場合（許可番号、表示・設置期間、自己の住所・氏名）
 - 広告物等を管理する者等の届出を怠った場合
 - 5万円以下の過料
 - 廃業の届出をしなかった場合
 - 屋外広告業登録に関する標識を掲げなかった場合
 - 営業所に帳簿を備えなかったり、保存しなかった場合
- など



このしおりは、秋田市屋外広告物条例および秋田市屋外広告物条例施行規則の概略を説明したものです。詳しい内容については、秋田市都市整備部都市計画課へお問い合わせください。

秋田市屋外広告物条例のしおり

(平成23年3月作成)

秋田市都市整備部都市計画課

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

TEL 018-888-5764

FAX 018-888-5767

Eメール ro-urim@city.akita.lg.jp

ホームページ



<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/machizukuri/>

1011485/1007492/index.html